

様式第1号（その1）（第4条関係）

公共的施設整備計画表（建築物）

建築物の棟の名称		用 途		階		地上 階/地下 階	
工 事 種 別		新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替		階 数		地上 階/地下 階	
階 別	階 別 の 用 途	公共的施設の用途に供する部分の床面積		公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	合 計		
		新築等の部分	既存部分				
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	/	/		
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
合 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

1 廊下等

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設	/		

2 階段

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置	/		
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい段	/		
つまずきにくい段	/		
段がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	/		
主たる階段としての回り階段の設置の禁止	/		

3 傾斜路

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置	/		
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい傾斜路	/		
傾斜がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	/		

4 便所

整備基準		内 容		適合状況	※摘要
		男子用便所又は男女兼用便所	女子用便所		
1以上の便所	車いす使用者用便所の設置	か所	か所		
	車いす使用者用便所の構造	腰掛便座、手すり等の適切な配置 十分な空間の確保			
	出入口又はその付近への車いす使用者用便所の設置標識の掲示	/	/		
男子用小便器のある1以上の便所への床置き小便器の設置		か所	/		

## 5 敷地内の通路

整備基準		内容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		仕上材料		
段	手すりの設置			
	識別しやすい段			
	つまずきにくい段			
傾斜路	手すりの設置			
	識別しやすい傾斜路			

## 6 駐車場

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の車いす使用者用駐車施設の設置		か所		
車いす使用者用駐車施設	幅350cm以上	幅 cm		
	当該駐車施設又はその付近への車いす使用者用駐車施設の設置の表示			
	設置の位置（利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置）			

## 7 利用円滑化経路

整備基準		内容	適合状況	※摘要	
1以上の利用円滑化経路の設置	道等から利用居室	か所			
	利用居室から車いす使用者用便房	か所			
	車いす使用者用駐車施設から利用居室	か所			
階段又は段	設置の禁止				
出入口	幅80cm以上	幅 cm			
	戸 自動開閉式その他の車いす使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・( )			
廊下等	幅120cm以上	幅 cm			
	50m以内ごとに車いす転回用空間の確保 戸 自動開閉式その他の車いす使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・( )			
傾斜路	幅120cm（階段併設の場合90cm）以上 勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下	幅 cm			
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm			
昇降機	かご停止階 利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階				
	かご及び昇降路の出入口 幅80cm以上	幅 cm			
	かご 奥行き135cm以上	奥行き cm			
	乗降ロビー	高低差がなく幅及び奥行き150cm以上	幅 cm 奥行き cm		
		昇降方向表示装置の設置			
	かご内及び乗降ロビー 車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置				
	かご内 停止予定階及び現在位置表示装置の設置				
2,000㎡以上の建築物のかご	床面積1.83㎡以上	床面積 ㎡			
	車いす転回に支障のない構造				
主に視覚障害者が利用する場合	かご内 到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置				
	かご内及び乗降ロビー 視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置				
	かご内又は乗降ロビー 昇降方向を音声により知らせる装置の設置				

特殊な構造又は使用形態の昇降機	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する段差解消機			
		かご 床面積0.84㎡以上 かご内 十分な床面積の確保（車いすの方向を変更する必要がある場合）	床面積	㎡	
	エスカレーター	2枚以上の階段の同一平面保持かつ定格速度30m以下			
		同一平面とした2枚以上の階段の先端への車止めの設置			
敷地内の通路	幅120cm以上		幅	cm	
	50m以内ごとに車いす転回用空間の確保				
	戸 自動開閉式その他の車いす使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと		自動・引戸・開戸・( )		
	傾斜路	幅120cm（階段併設の場合90cm）以上	幅	cm	
		勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下			
高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高低差 踏幅	cmごと cm		

### 8 案内設備までの経路

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の視覚障害者利用円滑化経路の設置				
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等誘導設備の設置		か所	
	車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設			
	段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			

### 9 レジ通路及び公共的施設の改札口

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上のレジ通路及び公共的施設の改札口	幅80cm以上	幅	cm	
	車いす使用者が容易に通過可能な構造の戸		自動・引戸・開戸・( )	
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

#### 備考

- 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
- 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 適合状況欄は、次により記入してください。  
○…整備基準に適合しているとき。  
×…整備基準に適合していないとき。  
△…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。  
／…整備基準の適用がないとき。
- この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。